

2019年 4月1日改正入管法施行

外国人労働者150万人時代の弁護士役割

外国人労働者150万人時代の弁護士の役割

法律事務所向け
外国人法制分野新規参入セミナー 4月13日(土)東京

外国人法制・入管法・技能実習法・労務に精通したゲスト講師が解説



入管法・技能実習法に精通

さくら共同法律事務所
弁護士 山脇 康嗣先生



こちらの本の
著書が登壇
致します



外国人の労務問題に精通

高橋正俊国際経営労務法律事務所
代表弁護士 高橋 正俊先生

成長分野である外国人法制分野において、今後取り組むべきことが分かる

入管法改正対応・イミグレーション分野参入セミナー お問い合わせNo.S042434

主催 Fundai Soken TEL:0120-964-000 平日9:30~17:30 FAX:0120-964-111 24時間対応

株式会社 船井総合研究所 〒541-0041 大阪市中央区北浜4-4-10 船井総研 大阪本社ビル ■申込に関するお問い合わせ:指田 ■内容に関するお問い合わせ:鈴木圭介

WEBからもお申し込みいただけます。(船井総研ホームページ[www.funaisoken.co.jp]右上検索窓に「お問い合わせNo.」を入力ください。)→ 042434 検索

外国人労働者150万人時代の到来! 法律事務所は“今すぐ” 外国人労務顧問に取り組むべき!

入管法改正対応・イミグレーション分野参入セミナー

東京開催 2019年4月13日(土) 開催時間13:00~16:30

講座	セミナー内容
第1講座 13:00~13:40	世紀の大改正「入管法改正」に対応し、急成長市場である外国人法制・イミグレーション分野に参入する必要性 セミナー内容抜粋① 外国人法制への対応! 急激に拡大する数少ない成長マーケットへ参入するタイミングが今である理由~ セミナー内容抜粋② 外国人労務顧問を実現する上で必要なステップを伝授 セミナー内容抜粋③ 企業と外国人労働者の双方が幸せになるには、弁護士の方が活躍しなければならない! 株式会社船井総合研究所 法律社労士グループ シニアエキスパート シニア経営コンサルタント 鈴木 圭介 法律業界向けのコンサルティンググループ責任者。実務に精通した提案は弁護士会からも評価されており、第19回弁護士業務改革シンポジウムにおいては第三部会に講演。マーケティングに関するコンサルティングのみならず、受任率の向上や業務効率の向上、パートナー制度に伴う評価制度の構築、法律事務所の組織づくりに関するコンサルティングも行っている。 主な著書・共著、『新訂版 弁護士のためのマーケティングマニュアルI(分野別実践編)』第一法規株式会社、『改訂版 法律家のためのWEBマーケティングマニュアル』、第一法規株式会社、『土業の業績革新マニュアル』ダイヤモンド社、『弁護士10年目までの 相談受任力の高め方』レクシスネクシス・ジャパン等。
第2講座 13:50~14:50	入管法改正により生み出されるビジネスチャンスとは? 成長マーケットを開拓する! セミナー内容抜粋① これから更に拡大する外国人法制分野に今から取り組むべき! セミナー内容抜粋② 外国人法制分野の全体像と弁護士が活躍できる領域とは? セミナー内容抜粋③ 改正入管法のポイント及びどのようにマーケットが拡がり、どのように取り組むべきか? 特別ゲスト講師 さくら共同法律事務所 弁護士 山脇 康嗣氏 慶應義塾大学法学部卒。慶應義塾大学大学院法務研究科修了。専門は入管法・技能実習法・国籍法などの外国人関連法制。現在、日本弁護士連合会人権擁護委員会特別委嘱委員(法務省入国管理局との定期協議担当)及び日本行政書士会連合会顧問弁護士を務める。 著書に『(新版)詳説 入管法の実務—入管法令・内部審査基準・実務運用・裁判例—』(新日本法規出版)、『技能実習法の実務』(日本加除出版)など多数。
第3講座 15:00~15:30	コンプライアンスを遵守しつつ、外国人の人権にも配慮し提案するべき外国人労務問題への対応とは? セミナー内容抜粋① 外国人の労務問題の類型と対応方法 セミナー内容抜粋② 外国人の労務問題を収益化する上でのポイント セミナー内容抜粋③ 日本人の労務問題と外国人の労務問題に対応する上で共通点と違いとは 特別ゲスト講師 高橋正俊国際経営労務法律事務所 代表弁護士 高橋 正俊氏 平成9年 東京大学法学部卒業。平成13年 弁護士登録 第一芙蓉法律事務所入所。平成27年 独立し、高橋正俊国際経営労務法律事務所設立。現在に至る。専門は労働法(主に使用者側)で、労働組合相手の団体交渉にも、使用者側交渉委員として積極的に参加する。介護分野や外国人入財活用にも関心あり。インドなどの南アジアや中東をはじめとして、海外出張の経験も多い。労働法実務を中心に、論稿・講演多数。代表的なものとして『職場のパワハラ・メンタルヘルスへの対応』共著、労働調査会。
第4講座 15:40~16:30	事務所経営を盤石にし、成長させ続ける方法 ~外国人労務顧問の開拓ノウハウ~ セミナー内容抜粋① 外国人法制に関する法律顧問を獲得する具体的な方法とは? セミナー内容抜粋② 既存の市場が小さくなる今、安定収入を増やし、攻める体制、チャレンジできる体制にすることが重要 セミナー内容抜粋③ 今、法律事務所が考えて欲しい、大切なこととは? 株式会社船井総合研究所 法律社労士グループ シニアエキスパート シニア経営コンサルタント 鈴木 圭介

FAXでお申し込み

本DMに同封しておりますお申込用紙にご記入のうえ
FAXにてお送りくださいませ。(担当:指田)(24時間対応)

0120-964-111

WEBからのお申し込み

右記のQRコードを読み取り頂き
Webページのお申し込みフォームより
お申し込みくださいませ。



セミナー情報を下記Webページからご覧いただけます!

改正入管法施行まで残り一ヶ月 外国人大増員時代に 法律事務所が果たしたい役割とは

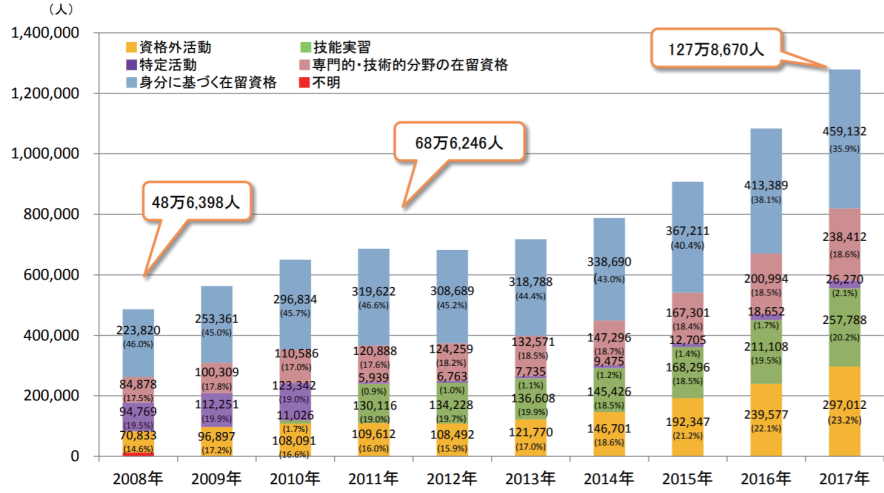
在留外国人300万人
外国人労働者150万人時代

外国人政策の歴史的転換点
に立つ日本

深刻な人材不足問題を解決する糸口として遂に改正入管法が4月に施行されます。政府試算では、新たな在留資格だけで今後5年間で30万人以上の外国人労働者の受け入れを想定しており、外国人政策の歴史的転換点にまさに立っています。

技能実習生が現在約28万人。今後はさらに加速したペースで外国人労働者が増加していくと考えられます。人手不足が特に深刻な地方都市では「外国人の雇用無くして成長無し」といわれる程、既に企業の雇用戦略：人材戦略は大きく変わりつつあります。

我が国における外国人労働者数の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」に基づく集計HP

労基違反・不正の温床化し
易い外国人雇用の現状

外国人との労務・雇用
問題は今後急増する。

一方で連日のように報道されている外国人雇用に関するトラブル問題。企業側が正しく法律を理解し、それぞれの外国人の文化を理解し、外国人労働者に関する認識も改めると共に日本の文化や規則を教えることもしなければならぬ状況です。

しかしながら、経営者にとつては十分に学ぶ場も時間もなく、アドバイスをしてくれる専門家が不足しており、知らないが故に不正をしてしまっているケースも少なくありません。この状況は打開しなければなりません。

弁護士が積極的に外国人の
労務問題に取り組むことで
企業・外国人双方にとって
ベストな方向に導ける。

既存の法律顧問の延長として入管法分野・技能実習法分野を中心に知識を補填し、企業の外国人雇用・労務問題に対応する「外国人労務顧問」に積極的に取り組むことで、既に発生してしまっている問題の解決は勿論のこと、企業と外国人労働者とのトラブルを未然に防ぐことを実現することが出来ます。

外国人の雇用について、知識が無い為に、積極的に取り組むことができていない経営者を支えることで、その企業の発展をサポートすることが出来ます。これからの時代には必要な顧問スタイルだと考えられます。

外国人の労務問題を解決する
には、企業の人事雇用戦略を
俯瞰した視点が重要

日本人の労務問題とは違い、外国人の労務問題はトラブル化してしまった後は、企業に対する貢献度が低くなり易いケースが多いため、使用者側に外国人を雇用する上での法規制を理解してもらい、社内規則・就業規則の見直しを含めて、全体を俯瞰（監督）しながら対応する必要があります。

外国人の雇用労務問題に
特化した「外国人労務顧問」とは

労働関係法令に加えて、入管法と技能実習法に関する知見を深めて、その領域を強みにしていくのが「外国人労務顧問」となります。一般的な法律顧問との比較を上記の表にまとめましたので、ご覧下さい。

外国人大増員時代の役割である「外国人労務顧問」とは？

項目	外国人労務顧問	一般的な法律顧問
事業内容理解	☐ 外国人の雇用の許可自体に影響を与えるため必須	☐ 特定技能対象業種中心
業界理解	☐ 特定技能対象業種中心に在留資格「技術人文知識国際業務」含め	☐ 事務所方針に連動
人事雇用問題	☐ 企業の雇用戦略全体を俯瞰	☐ 紛争発生時対応
労務問題・紛争	☒ 民事紛争対応以外にも、刑事問題、受入停止措置等に関すること等対応内容は多岐に渡る	☐ メインの業務範囲最も価値を提供するポイント
社内規則対応	☐ 日本人・外国人共に規則に関して研修を実施	☐ 必要に応じて対応
社会保険・労働保険	☐ 市場ニーズは存在するため事務所方針次第で対応範囲	☐ 一般的な事務所では外注
入管法対応（特に特定技能）	☒ 主たる専門領域	☐ 扱う機会が無い一般的な事務所では外注
入管手続き業務	☐ 市場ニーズは存在するため事務所方針次第で対応範囲	☐ 扱う機会が無い一般的な事務所では外注
技能実習法	☒ 主たる専門領域	☐ 扱う機会が無い
言語対応（外国語対応）	☐ 言語対応できなくとも可	☐ 言語対応できなくとも可
競争状況	☒ 対応できる弁護士は希少	☐ 価格競争が始まっている

今回の法改正では、対象業種毎に細かいルールが制定されると考えられるため、業種毎での専門性は必須になります。また、都会のみならず人手不足の地方にも、多くの特定技能外国人が在留するので、地域に根付き、新しい強みをこれから作りたいという先生には最適な分野だと考えられます。貴重な機会ですので、是非、取り組まれてみて下さい。

今回の改正は、**誰しも一から勉強が必要な分、機会**は平等！

今回の法改正は、抜本的な部分から考えを改めなければならぬ部分も多いので、誰しも一から勉強が必要です。そういう意味では、機会が平等といえれば、機に勉強を進めていけば、まだまだ十分に参入余地はあると思います。それ位今回の改正は、大きく、複雑で、勉強のし甲斐があります。やるなら今でしょう。

日本の入管法は複雑かつ独特で、参入障壁が高く、業界内での知見があまり共有されていません。分野のように私は感じます。重層構造になっているため、体系的に学んでいかないと理解し難く、また、裁量が多い特徴があります。



テーマⅢ

入管法の取り扱いは、実績が無くとも可能でしょうか？



— 外国人法制トップランナー 直撃インタビュー —

高橋正俊 国際経営労務法律事務所
代表弁護士 高橋 正俊氏

さくら共同法律事務所
弁護士 山脇 康嗣氏

株式会社船井総合研究所
シニアエキスパート
鈴木 圭介

入管実務経験のある方から**アドバイス**を貰えるようにしておく



今回のセミナーではポイントやビジネスチャンスについてはお話できますが、実務上の細かい話まではできませんので、その部分に關心の方は、船井総研さんの方で構築されるスキームを使うのもよいかもしれません。

そのため、実務をされている方との情報交換が非常に重要で、これから始める先生はアドバイスをもたえる状況を作っておいた方がよいでしょう。

入管法・技能実習法といった外国人法制は独特です。先ほどもお伝えしたように裁量が多いです。実務をしないで見つからない特徴があります。

テーマⅣ

成功する上でのポイントは何点か？

歴史的な大転換点と言われる大改正。市場は大きく動く！

既に28万人を超える技能実習生が日本に滞在していますが、彼らが今回の改正で特定技能に移行するケースも多いでしょう。新しい技能実習生として来日する外国人の数も減らないでしょう。これ程大きな改正ですから、企業は勿論、規模に関わらず動きまわすし、これは都心部だけでなく、全国に影響を及ぼします。法務市場は、近年では最も大きいと言えるくらい、動くと考えられます。

実務経験がなくても、事実上の非熟練労働を含む分野で外国人が日本で働けるようになるという点で、今までと比べると門戸が大きく開かれる大改正だといえます。



テーマⅠ

今回の改正はどれ程の影響を与えるものなのでしょうか？

数少ない急成長マーケット！ 取り組むなら今が最高のタイミング！

未開拓分野の為、**チャンスが多く、今後**も成長が見込める！

また、日本自体が外国人政策を成功できるかどうかは、弁護士のみならず、土業の先生方が積極的に当該分野に取り組み、適正な雇用が進み、外国人から見ても幸せな国にならないといけないです。国家の展望、日本の多様性を担うと考えると、非常にやりがいのある業務だと思います。

若手の先生にとつては、ある意味開いた道に進んでいく分野ですので、今からでも十分抜身出ることができ、やりがいがあると思います。

未開拓で今後も成長する市場という所がビジネスの面では一番ではないでしょうか。経済が停滞している日本ではそのような分野はほぼ無いと思いますし、非常に夢のある分野だと思います。



テーマⅤ

外国人法制を取り扱う上で、何が難しいのでしょうか？

本格的な**移民社会への対応！** 今後も派生した仕事は増加する



また、外国人自体が増え続けるから、外国人に関する法律問題は増えるでしょう。法改正も継続的にされるでしょう。入管法は外国人法制の根幹的な部分ですから、今後派生した仕事をやる上でも、今から本格的に扱うのは良いタイミングでしょう。

企業からの相談は既に増加していますが、大企業であっても今回の改正には対応できておらず、手探りな状態です。改正法施行後はさらに相談が増えるでしょう。問題も発生すると思います。

テーマⅡ

今から本格的に扱う理由は何でしょうか？

既存マーケットが過当競争に陥っている今だからこそ、「**成長分野**」にいち早く参入し「**先行者メリット**」を享受する！

人口減少が続くと考えられている日本では、継続的な成長が見込まれる市場は希少です。**外国人法制分野は数少ない成長分野であり、今後も高頻度で法改正が発生する可能性が高く、法律家の方々の活躍がとても期待されている領域です。**

特に今回の法改正は国策として外国人の受け入れを積極的に認める内容になっておりますので、受け入れ初期段階で大きな混乱が発生しないよう弁護士の方々が積極的に取り組まれることは重要な役割だと感じています。一人でも多くの先生方が、当該分野に取り組み、企業にとっても、外国人にとっても働き易く、幸せな環境創りに寄与できるように参入に向けての環境を整備していきたいと考えております。

今回は当該分野において豊富な経験と実績を積まれておりますスペシャリストの先生方がゲスト講師を務めて下さいます。貴重な機会ですので、奮ってご参加ください。宜しくお願い申し上げます。

本セミナーで学べる **ポイント** を一部ご紹介

- ✓ 改正入管法のポイントと弁護士が優先的に取り組みたい業務
- ✓ 入管法の実務経験が無い先生がまず取り組むべき事柄
- ✓ 改正入管法を切り口に顧問契約を獲得する方法
- ✓ 外国人労務顧問の業務内容と取り組む上で必要な勉強方法
- ✓ 事務所経営を安定化させる上で今取り組むべき経営戦略
- ✓ イミグレーション分野における法務市場とその攻略方法
- ✓ 今企業が抱えている外国人の労務問題とその対処方法
- ✓ 入管法と合わせて学ぶべき技能実習法のポイント
- ✓ 外国人労務顧問に関する案件を獲得するWEBマーケティング
- ✓ 他士業と連携し、外国人法制分野を円滑に業務処理する方法
- ✓ 他士業から紹介を獲得するために行いたい特化セミナーとは
- ✓ 外国人の労務問題を取り扱う上で特に注意したい事柄
- ✓ 外国人労務顧問に成功されている法律事務所の共通点
- ✓ 失敗し易い外国人法制へのアプローチ方法



鈴木 圭介

株式会社 船井総合研究所
士業支援部 シニアエキスパート

既に外国人労務顧問に取り組みされている先生方の声

続々と増えています!!

増加する外国人の労務問題への対応は急務！ 参入するなら今！

人手不足のみならず、例えばAI開発などの高度な専門性を持った人材を獲得するため、日本企業は今まで以上に外国人を積極的に雇用しており、そのペースは加速しています。もっとも、外国人を雇用した企業では、高い確率で労務問題が発生しており、労務相談が増えています。

文化や考え方の多様な多国籍の従業員に企業の文化や価値観を理解させ、安心して力を発揮してもらうためには、経営者が外国人の労務環境を整えてトラブルを未然に防ぐ対策をとることが重要ですが、多くの経営者は外国人の労務問題の経験が無いため苦しんでいます。

一人でも多くの先生が、積極的に外国人の労務問題を取り扱い、経営者の助けとなって企業の国際化の力になることが求められています



小野 智博 先生

弁護士法人ファースト&
タンデムスプリント
法律事務所 代表弁護士

外国人に関する法律相談が増加！ その相談を機に顧問契約を増やすことができる！

本店のある鹿児島県は外国人の受け入れ人数の伸び率が全国で二番目でした。東京以上に地方都市の方が人材不足が深刻ですので、外国人の助けを求めている企業は多いです。

地方都市では、人口減少や企業数の減少が顕著であり、成長市場は少ないのですが、外国人法制に関わるマーケットは急成長する数少ない有望なマーケットですので、積極的に取り組み、顧問開拓を進めて欲しいと思います



古手川 隆訓 先生

弁護士法人グレイス
代表弁護士

日時・会場	東京会場 2019年4月13日(土) (株)船井総合研究所 五反田オフィス 〒141-8527 東京都品川区西五反田6-12-1 JR「五反田駅」西口より徒歩15分	申込締切日 4月12日(金) 17:00まで	開催時間 開始 13:00 ▶ 終了 16:30 (受付12:30より)
受講料	一般企業 税抜 30,000円 (税込 32,400円) / 一名様 会員企業 税抜 24,000円 (税込 25,920円) / 一名様 ※ご入金の際は、税込金額でのお振込をお願いいたします。 ●受講料のお振込みは、お申込み後速やかをお願いいたします。 ●ご入金確認後、受講票の案内をもってセミナー受付とさせていただきます。 ●万一、開催4営業日前までに受講票の案内が届かない場合や、セミナー開催4営業日前までにお振込みできない場合は、下記へご連絡ください。なお、ご入金を確認できない場合は、お申込みを取消させていただきます。 ●ご参加を取り消される場合は、開催日より3営業日(土・日・祝除く)前の17時迄にお電話にて下記申し込み担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。それ以後のお取消の場合は、受講料の50%、当日および無断欠席の場合は、100%をキャンセル料として申し受けますのでご注意ください。 ●会員企業様とはFUNAIメンバーズPlus、各業種別研究会にご入会中の企業様です。		
お申込方法	WEBからのお申込み 下記QRコードよりお申込みください。クレジット決済が可能です。 受講票はWEB上でご確認いただけます。 FAXからのお申込み 入金確認後、受講票と地図を郵送いたします。 お振込いただいたにも関わらずお手元に届かない場合は、下記担当者までご連絡ください。		
お振込先	下記口座に直接お振込ください。 お振込先 三井住友銀行(0009)近畿第一支店(974)普通 No.5785386 口座名義:カ)フナイツウゴウケンキユウシヨ セミナーグチ お振込口座は当セミナー専用の振込先口座でございます。 ※お振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。		
お問合せ	明日のグレートカンパニーを創る 株式会社 船井総合研究所 TEL 0120-964-000 (平日9:30~17:30) お申込専用 FAX 0120-964-111 (24時間対応) ●申込みに関するお問合せ:指田 ●内容に関するお問合せ:鈴木圭介		

ご入金確認後、受講票の案内をもってセミナー受付とさせていただきます。 お問合せNo. S042434 担当 指田 宛

入管法改正対応・イミグレーション分野参入セミナー FAX:0120-964-111

フリガナ	業 種	フリガナ	役 職	年 齢		
会社名		代表者名				
会社住所	フリガナ	役 職				
	ご連絡担当者					
TEL	()	E-mail	@			
FAX	()	HP	http://			
ご参加者氏名	フリガナ	役 職	年 齢	フリガナ	役 職	年 齢
	フリガナ	役 職	年 齢	フリガナ	役 職	年 齢
	フリガナ	役 職	年 齢	フリガナ	役 職	年 齢

今、このお申し込み用紙を手になされている方は、間違いなく業績アップに真剣に取り組んでいる数少ない方々の1人だと思います。
そんな勉強熱心なあなた様は今現在、経営状況等にどのような悩みをお持ちでしょうか？下記に現状の課題をできるだけ具体的に整理してください。

上記の課題解決に向け、今回のセミナーにご参加される方に限り、無料個別経営相談を行います。(どちらかに☑をお付けください。)

☐ セミナー当日、無料個別経営相談を希望する。
☐ セミナー後日、無料個別経営相談を希望する。(希望日 月 日頃)

ご入会中の弊社研究会があれば☑をお付けください。

☐ FUNAIメンバーズPlus ☐ その他各種研究会(研究会)



【個人情報に関する取り扱いについて】

- 申込用紙に記載されたお客様の情報は、セミナーのご案内といった船井総研グループ各社の営業活動やアンケート等に使用することがあります。(ご案内は代表者様宛にお送りすることがあります)法令で定める場合のほか、お客様の承諾なしに他の目的に使用いたしません。
- お客様の情報管理につきましては船井総研グループ全体で管理いたします。詳しくはホームページをご確認ください。
- セミナーのご案内時に、いただきました住所・貴社名・部署・役職・ご担当者氏名を船井総研グループが個人情報の管理について事前に調査した上で契約しましたダイレクトメール発送代行

会社に発送データとして預託することがございます。

- 必要となる情報(会社名・氏名・電話番号)をご提供いただけない場合は、お申込のご連絡や受講票の発送等ができない等、お手続きができない場合がございます。
- お客様の個人情報に関する開示、訂正、追加、停止又は削除につきましては、船井総研コーポレートリレーションズ・顧客データ管理チーム(TEL06-6204-4666)までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ】
株式会社船井総研ホールディングス 総務部法務課(TEL03-6212-2924)



お申込みはこちらから

ダイレクトメールの発送を希望しません ☐
※ご提供いただいた住所宛のダイレクトメールの発送を希望されないときは、☑を入れて当社宛にご連絡ください。